

# 山形県人事委員会委員長談話

令和2年11月12日

本日、人事委員会は、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

この勧告は、本委員会が本年4月現在で実施した民間給与実態調査の結果、国家公務員及び他の都道府県の職員の給与の状況、生計費等の動向などを総合的に勘案し行ったものです。

本年の給与改定としては、月例給については、民間給与との較差が極めて小さく、ほぼ均衡していることから、改定を行わないことが適当とする一方、期末・勤勉手当については、民間の特別給の支給状況を踏まえ、0.05月分引き下げることとしております。

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業の従業員の給与の状況等を踏まえ、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させる機能を有するとともに、時代の変化に応じた適正な給与制度を実現するものです。

県議会及び知事におかれましては、人事委員会の給与勧告が果たしている役割について御理解いただき、この勧告どおり実施されるよう要請いたします。

職員においては、日々の職務はもとより、本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や豪雨災害への対応等にも、力を尽くしているところですが、今後も、全体の奉仕者としての使命を自覚し、公務員としての倫理を高く保持しながら、公正かつ効率的な職務の遂行と行政サービスの向上に努め、県民の信頼と期待に応えられるよう要望します。

県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う給与勧告の意義と、職員が行政の各部門においてそれぞれの職務をとおり県民生活の向上に努めていることについて、深い御理解をいただきたいと思います。